一般社団法人日本高等教育学会総務・理事会支援委員会規程

（目的）

第１条　一般社団法人日本高等教育学会は、一般社団法人日本高等教育学会定款第44条及び一般社団法人日本高等教育学会会則第10条に基づき、学会運営の支援活動等を行うことを目的として、総務・理事会支援委員会（以下、「本委員会」という）を置く。

（所掌事項）

第２条　本委員会の所掌事項は、以下の通りとする。

(1) 一般社団法人の法務の支援

(2) 規程等の制定及び改廃の起案

(3) その他、学会運営の支援に関する事項

（委員会の構成）

第３条　本委員会に、委員長１名、副委員長１名、委員を若干名置く。

（規程の改正）

第４条　本規程の改正は、理事会で行う。

（その他）

第５条　この規程に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は、本委員会が定め、理事会にて報告する。

附則

本規程は、一般社団法人日本高等教育学会の設立の日から施行する。